

鈴鹿市上下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

鈴鹿市上下水道事業管理者 渥美良雄

鈴鹿市上下水道局管理規程第3号

鈴鹿市上下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

鈴鹿市上下水道局企業職員の旅費に関する規程（平成10年鈴鹿市水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(旅費の請求手続)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた出張者は、当該出張を完了した日の翌日から起算して<u>7日</u>（鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年鈴鹿市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に当該出張について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(私有自動車による出張の場合の旅費)</p> <p>第21条 出張命令権者が私有自動車（2輪のものを除く。）による出張を認めた場合には、当該私有自動車による出張に係る旅費（以下「私有自動車賃」という。）を路程に応じ1キロメートル当たり37円の定額により支給する。<u>ただし、路程が4キロメートル未満の</u></p>	<p>(旅費の請求手続)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた出張者は、当該出張を完了した日の翌日から起算して<u>5日</u>（鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年鈴鹿市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に当該出張について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(私有自動車による出張の場合の旅費)</p> <p>第21条 出張命令権者が私有自動車（2輪のものを除く。）による出張を認めた場合には、当該私有自動車による出張に係る旅費（以下「私有自動車賃」という。）を路程に応じ1キロメートル当たり37円の定額により支給する。</p>

<p><u>場合は私有自動車賃を支給しない。</u></p> <p><u>2 前項本文</u>の場合において、<u>路程は、勤務地から目的地までを通算して現に要した路程により計算するものとし、その合計に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>3 第1項本文</u>の規定により計算した私有自動車賃の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p><u>4・5</u> 略</p>	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、私有自動車賃を支給しない。</u></p> <p>(1) <u>前項の路程が4キロメートル未満の場合</u></p> <p>(2) <u>別表第2に掲げる地区への出張の場合</u></p> <p><u>3 第1項</u>の場合において、<u>路程は、市内にあっては別表第3に掲げる路程に、市外にあっては勤務地から目的地までを通算して現に要した路程により計算するものとし、その合計に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>4 第1項</u>の規定により計算した私有自動車賃の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p><u>5・6</u> 略</p>
--	---

別表第2及び別表第3を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。